

(仮訳)

ガルーダ
(タイ王国の国章)

告知
在日タイ労働担当官事務所
雇用契約書及び雇用条件書の参考様式の変更について

「労働基準法施行規則」と「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の改正（2024年4月1日施行）に伴い、当事務所におけるタイ人技能実習生及び労働者受け入れの認証手続きについて、雇用契約書及び雇用条件書の参考様式の受理を下記のとおり定めることをお知らせいたします。

1. 技能実習生に係る雇用契約書および雇用条件書

上記の法改正に伴い、外国人技能実習機構（以下「OTIT」）にて雇用契約書および雇用条件書（参考様式 1-14 号）の参考様式が改正され、新様式は OTIT のホームページ（https://www.otit.go.jp/youshiki_06/）に掲載されました。

弊事務所に提出される雇用契約書および雇用条件書の参考様式について、OTIT が掲載した新様式を使用するようお願いいたします。新様式は OTIT のホームページ、または当事務所のホームページ（<https://japan.mol.go.th/en/download/titp-doc>）よりダウンロードいただけます。なお、旧様式での受付は **2024年5月31日** 提出分(消印有効)までとさせていただきます。

2. 特定技能外国人に係る雇用条件書

上記の法改正に伴い、出入国在留管理庁（以下「入管庁」）にて雇用条件書（参考様式 1-6 号（別紙含む））の参考様式が改正され、新様式は入管庁のホームページ（https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10_00020.html）に掲載されました。

当事務所に提出される雇用条件書の参考様式について、下記詳細にて入管庁が掲載した新様式を提出するようお願いいたします。

2.1 契約締結が 2024 年 4 月 1 日以降の雇用条件書に関しては、新様式を提出するようお願いいたします。なお、旧様式での受付は **2024年5月31日** 提出分(消印有効)までとさせていただきます。

ただし、技能実習 2 号または技能実習 3 号から特定技能に在留資格を変更する場合、並びに特定活動（6 月・就労可）から特定技能に在留資格を変更する場合は、契約締結が 2024 年 4 月 1 日以降であれば、必ず新様式をご提出ください。

2.2 契約締結が 2024 年 4 月 1 日よりも前の雇用条件書に関しては、2024 年 7 月 31 日（消印有効）までに提出が可能といたします。それ以降の提出は新様式を使用するようお願いいたします。

2.3 在タイ労働者を国外職業紹介事業所の斡旋によって特定技能として受け入れる場合について、旧様式の提出は 2024 年 5 月 31 日（消印有効）までに可能といたします。それ以降の提出は新様式を使用するようお願いいたします。

3. その他タイ人労働者（調理人、エンジニア、通訳者、ムエタイトレーナーなど）に係る雇用契約書

上記の法改正に伴い、当事務所にて雇用契約書が改正され、新様式はホームページ（<https://japan.mol.go.th/en/download/skill-labour>）に掲載されました。

当事務所に提出される雇用契約書について、新様式を使用するようお願いいたします。新様式は当事務所のホームページよりダウンロードいただけます。なお、旧様式の提出は 2024 年 5 月 31 日（消印有効）までに可能といたします。それ以降の提出は新様式を使用するようお願いいたします。

記

2024 年 5 月 15 日

署名

（サドゥディー キッティスワン）

公使参事官(労働担当)

Tel 03-5422-7014

Fax 03-5422-7016